

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原 八一

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)	
地域名 (地域内農業集落名)	北区 (濁川, 松潟・新崎, 新鼻乙26大月上, 鷺津, 浦木一, 笠柳, 内沼, 笹山, 鳥屋, 十二前, 神谷内, 葛塚, 太田, 嘉山, 前新田, 新鼻(乙26除く), 内島見, 木崎, 横井, 浦ノ入, 横土居, 下大谷内, 樋ノ入, 下早通, 早通, 須戸, 平林, 十二, 山飯野, 灰塚, 長戸呂, 大迎, 大久保, 大瀬柳, 太子堂, 三ツ屋, 高森, 森下, 高森新田, 上大月, 岡新田, 里飯野, 上堀田, 長場川東, 長場川西, 大月中, 大月下, 浦木二, 浦木三, 杓子潟, 長戸, 上土地亀, 下土地亀, 新井郷, 浜浦, 三ツ森河原, 島見町, 白勢町, 新富町, 柳原7丁目, 大夫浜, 太郎代, 名目所1丁目, 名目所2丁目, 名目所3丁目, 松栄町, 横越, 小杉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の高低差, 小規模ほ場や不整形な農地が多く, 圃場整備が未整備であることが課題となっている。また, 豊栄地区においては農地の賃借料が高いことも課題となっている。各地区で高齢化による離農者が増加しており, 農地の受け手の確保が必要。
砂丘地帯においては, 園芸と水稻の作業両立が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(1) 土地利用型を主体とする地域では, 地域の中心となる経営体への農地集積による規模拡大を推進し生産性の向上を図るとともに, 複合化による作業の周年化を図ることにより新規就農者の雇用を促進する。
(2) 園芸を主体とする地域では, 6次産業化や高付加価値化による収益性の向上を図るとともに, 新規就農を促進し地域の中心となる経営体の育成を図る。
(3) 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は, 農地の貸付け, 水管理, 農業用機械のオペレーター等の役割を担うほか, これまでの知見を活かした技術指導や助言を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4,731.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4,731.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	
【濁川、松潟・新崎、笠柳、横土居、平林、新富町】地区の農地利用は、中心経営体である農地所有適格法人や認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。	
【大月上、鷺津、浦木一、葛塚、前新田、新鼻、木崎、横井、須戸、十二、山飯野、灰塚、長戸呂、大迎、大久保、大瀬柳、三ツ屋、高森、森下、高森新田、里飯野、長場川東、長場川西、大月下、浦木二、浦木三、杓子湯、長戸、上土地亀、下土地亀、新井郷、大夫浜、神谷内、松栄町】地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。	
【嘉山、浦ノ入、下早通、早通、上大月、岡新田、上堀田、大月中、島見町、白勢町】地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていくが、将来的には担い手の減少が予想されるため、他地域から耕作者希望者を募り、対応していく。	
【内島見、下大谷内、樋ノ入、太子堂、太郎代】地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者と地区内の農業者で担っていくが、大部分は現状どおり、他地域の入作者で担っていく。	
【十二前、浜浦、三ツ森川原、柳原7丁目、名目所1丁目、名目所2丁目、名目所3丁目、横越、小杉】地区の農地利用は、他地域の入作者が大部分を耕作しているため、地域内の農地は入作者に集積・集約を図っていく。	
太田地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。離農者が出た場合は、地区内の農地相談窓口を活用し、意欲のある担い手に集積・集約を図っていく。	
内沼地区は、耕地面積約295haのうち約97%が田の大規模水田地帯で、農地利用は、認定農業者17経営体を中心に担っていき、離農者が出た場合は、隣地の耕作者への集積・集約化していく。また、内沼地区の一部、大沼第8区地区では、ほ場整備事業の実施や農地所有適格法人の設立に向けて取り組んでいく。	
笹山集落は、耕地面積84haのうち約60%が畑・樹園地であり、農地利用は、認定農業者・認定新規就農者14経営体を中心に担っていく。また、担い手が不足する場合は、近隣の担い手や認定新規就農者の受入れを促進し対応していく。	
鳥屋集落は、耕地面積のうち約88%が田の地帯で、農地利用は、認定農業者・認定新規就農者15経営体を中心に担っていく。また、担い手が不足する場合は、近隣集落の入り作を促進していく。なお、畑では、積極的に新規参入者の受け入れを行っていく。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	
将来の農地利用のあり方について、効率的な利用を図るため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。また、地域集積協力金を活用しながら、農地の受け手である担い手を育成・確保する。 該当地区の離農希望者に対して、中間管理機構の活用を促し、中心経営体へ農地集積・集約化を図る。	
(3)基盤整備事業への取組方針	
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を順次進めていく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
農業次世代人材投資事業や新潟県農林水産業総合振興事業、新潟市単独補助事業などを活用し、就農支援を行う。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
農業支援サービス事業者等への農作業委託を活用し、地域内で農作業の効率化や遊休農地の発生防止等を図る。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--